

旧規格消火器は

2021年12月31日

までに **交換が必要** です。

適応火災のマークが「文字表示」の
消火器は、新規格消火器に
2021年12月31日までに
交換してください



適応火災の表示が「文字表示」の2010年製以前の
消火器を設置できるのは2021年12月31日までです。
2022年1月1日以降は消火器として認められなく
なりますので、交換またはリサイクルをお願いします。



旧規格消火器は 2021年12月31日までに 交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。



旧規格と新規格の見分け方は？

適応火災の表示の ○ ● をチェック

適応火災が「文字」で「普通・油・電気」と表示されていたら「旧規格」の消火器です

消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年(住宅用消火器はおおむね5年)です。新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

消火器のリサイクルにご協力ください

- 回収された消火器は、解体され資源材はリサイクルされています。
- 当社では、廃棄物を適正に分別処理し7/7以上リサイクルされています。
- ご不明になった消火器を処分される場合は、お近くの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

| | |
|----------|----------|
| 製造年 | 年 |
| 製造番号 | |
| 設計標準使用期限 | 2021 年まで |

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」(消火器販売店等)または「指定引取場所」(メーカー営業所等)へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話(03-5829-6773)でご確認できます。

お問い合わせ



| | | | |
|--------------------|--------------|--------|--------------|
| 松戸市消防局予防課 | 047-363-1114 | 馬橋消防署 | 047-344-0119 |
| 中央消防署(第一方面本部予防担当室) | 047-368-0119 | 大金平消防署 | 047-348-0119 |
| 小金消防署(第二方面本部予防担当室) | 047-340-0119 | 八ヶ崎消防署 | 047-347-0119 |
| 五香消防署(第三方面本部予防担当室) | 047-387-0119 | 六実消防署 | 047-383-0119 |
| 西口消防署 | 047-367-0119 | 東部消防署 | 047-391-0119 |
| 二十世紀が丘消防署 | 047-392-0119 | | |